

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第３条第１項の規定により、令和５年４月９日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第１条第１項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

札幌市中央 市・区・町・村 選挙管理委員会委員長 殿

☐ 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。

(特例法施行